令和５年７月２８日
福　島　大　学

本学教員の研究費不正使用および懲戒処分について

このたび、本学教員が研究費の不正使用（カラ出張）を行っていたことが判明しましたので、国立大学法人福島大学教育研究費の取扱いに関する規程に基づき、下記のとおり調査結果及び措置について公表いたします。

記

１　事案
研究費の不正使用（カラ出張）

２　不正使用を行った者の氏名・所属および職名
金 炳学（キム　ビョンハク）　行政政策学類　准教授

３　事案の概要
令和４年度の本学の内部監査において、上記の者に研究費の不正使用（カラ出張）の疑いが生じたため、令和４年１２月１９日、本学の規程に基づき調査委員会を設置した。
調査委員会は、旅費関係書類についての書面調査、出張先機関等に対しての出張事実の照会、及び本人に対するヒアリング調査を行った結果、上記の者が、平成２４年度から令和４年度にかけて、学会等の案内をインターネット等で入手して架空の出張申請を行い、虚偽の出張報告書を提出する等の方法で、計４４件、９９６，２８０円の旅費を大学から不正に領得したと認定し、令和５年３月１５日、学長に報告書を提出した。
続いて、上記の者の懲戒処分の審査のため、教育研究評議会の下で調査結果の検証や本人への質疑応答等が行われ、教育研究評議会の議決等、所要の手続を経て、令和５年７月２６日付けで学長が懲戒処分を行った。

４　不正使用を行った者への措置
国立大学法人福島大学職員就業規則に基づき、令和５年７月２６日付けで懲戒処分（諭旨解雇）を行った。

５　調査委員会の構成（学内委員５名、学外委員２名）
※職名は令和４年度当時のもの
・佐野　孝治　研究・地域連携担当副学長
・垣見　隆禎　行政政策学類長
・近　裕見子　行政政策学類支援室長
・田中　和彦　財務課長
・齋藤　栄一　研究・地域連携課長
・駒田　晋一　弁護士法人鈴木芳喜法律事務所弁護士
・高橋　宏和　有限会社高橋共同会計高橋宏和事務所公認会計士・税理士